



がんばる『ふるさと』を応援してください

ふるさと島本応援寄附金

～ふるさと納税制度～

島本町では、平成 20 年度からスタートしたふるさと納税制度を利用して、全国のみなさんからいただいた寄附金を島本のまちづくりに活用することを目的とした「ふるさと島本応援寄附金制度」を創設しました。

全国の皆様から寄せられた寄附金をもとに、魅力ある島本のまちづくりに活用させていただきます。皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

大阪府島本町

ふるさと納税とは？

ふるさと納税制度は、平成 20 年 4 月 30 日に改正された地方税法で新たに導入された制度です。

ふるさとに対し、貢献又は応援したいという方の想いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金制度の大幅な拡充という形で導入されました。

地方公共団体に対して寄附を行った場合、5,000 円を超える金額が、寄附金控除として個人住民税と所得税をあわせて一定限度まで控除されます。

ふるさと島本応援寄附金とは？



島本町では、ふるさと納税制度に対応するため、皆様からいただいた寄附金を島本のまちづくりに活用することを目的とした「ふるさと島本応援寄附金制度」を創設しました。

皆様からいただいた寄附金は、基金に積み立てる等、ご指定いただいた事業に活用します。

みなさんの想いを活かしていくため、次のような用途を設定しています。

ご寄附いただく際には、用途をご指定ください。

提案メニュー

<p>自然環境の保全・活用に関する事業</p> <p>森林の整備や保全、地下水の保全、水無瀬川など水辺環境の整備や保全など</p>	
<p>福祉に関する事業</p> <p>障害者福祉、高齢者福祉など</p>	

<p>文化・芸術に関する事業</p> <p>歴史文化資料館の運営、史跡の整備、文化財の保護など</p>	
<p>教育に関する事業</p> <p>小・中学校教育の充実、子どもの安全、図書館の充実など</p>	
<p>指定なし（事業の指定がない場合は、町長が事業の指定を行います。）</p>	

手続きの案内

「ふるさと島本応援寄附金」によりご支援くださる方は、以下の手続きによりご寄附いただきますようお願いいたします。

ふるさと島本応援寄附金申込書の提出

「ふるさと島本応援寄附金申込書」により、寄附のお申し込みをお願いいたします。

「ふるさと島本応援寄附金申込書」に、寄附金の額、使途の指定（事業の種類の中から選択）等をご記入ください。

ご記入後、郵便、ファックスまたは持参のいずれかの方法により、島本町総合政策部政策推進課まで提出してください。

ご希望の方には、「ふるさと島本応援寄附金申込書」を郵便、ファックスでお送りします（島本町役場のホームページからでもダウンロードできます）。

寄附金の額は、寄附をされる方が自由に決めていただくことになります。

寄附金の納付方法

寄附金は、「納付書」、「口座振込」、「現金書留」、「窓口持参」のいずれかの方法になります。

払込方法は、「ふるさと島本応援寄附金申込書」提出の際に選択してください。

納付書払いによる場合（振込手数料は無料です。）

受付後に、納付書を郵送いたしますので、下記の取扱い金融機関で寄附金を納付してください。

取扱い金融機関

りそな銀行、京都銀行、東京三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、滋賀銀行、池田銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、関西アーバン銀行、摂津水都信用金庫、住友信託銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、近畿労働金庫、高槻市農業協同組合
の各大阪府内本支店（ 京都銀行は全ての本支店で納付できます。）

上記の金融機関以外で納付される場合は、振込手数料がかかりますのでご了承ください。

口座振込による場合（振込手数料はご負担ください。）

後日、本町から口座番号をお知らせいたします。最寄りの金融機関より、お知らせした口座番号へ寄附金を入金してください。

現金書留による場合（郵便手数料はご負担ください。）

現金書留の封筒に、「ふるさと島本応援寄附金申込書」と現金を同封のうえ、島本町役場政策推進課あてに郵送してください。

窓口持参による場合

「ふるさと島本応援寄附金申込書」と現金を持参のうえ、島本町総合政策部政策推進課までお越しください。

- ・取扱窓口：島本町総合政策部政策推進課（役場 2 階）
- ・取扱時間：平日の午前 9 時～午後 5 時 30 分

寄附金の受領を証明する書類

納付書で支払った場合は、金融機関間等で領収証書を受け取ってください。窓口持参された場合は、その場でお渡しいたします。

口座振込や現金書留で支払われた方には、後日、領収証書を郵送いたします。

寄附金控除を受ける場合は、確定申告が必要です。毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに行った寄附について、翌年 3 月 15 日まで最寄りの税務署に所得税の申告を行ってください。領収証書は確定申告の手続きに必要ですので、紛失しないよう保管しておいてください。

所得税の確定申告をされない方は、お住まいの市区町村住民税担当窓口で手続きをしていただきますようお願いいたします。

寄附による税制優遇措置

夫婦と子ども2人で給与収入額が700万円のケースで島本町へ
50,000円寄附した場合

〔所得税の限界税率は10%、住民税額（所得割額）は293,500円〕

寄附金 50,000円			
寄附金控除の 対象外 5,000円	寄附金控除対象額 45,000円		
	所得税の 軽減	個人住民税所得割額の税額控除 40,500円 33,850円	
特例控除額の限度額は個人住民税所得割額の1割 $293,500円 \times 10\% = 29,350円$	基本控除 10%	特例控除 80% 限度額 36,000円 29,350円	控除対象外
	4,500円	4,500円	6,650円

控除対象額 【寄附金】50,000円 - 【控除対象外】5,000円 = 45,000円

所得税の所得控除による税額の軽減

$45,000円 \times 10\% = 4,500円$

個人住民税の基本控除額

$45,000円 \times 10\% = 4,500円$

個人住民税の特例控除額

$45,000円 \times 80\% = 36,000円$

となりますが、個人住民税所得割額の1割が限度額のため、29,350円になります。

差引額 6,650円については、控除対象外となりますのでご注意ください。

振り込め詐欺などにご注意ください！

ふるさと納税の寄附を語った不当な請求が予想されます。島本町が直接、寄附の勧誘に戸別訪問したり、電話をすることはありませんので、詐欺などにはくれぐれもご注意ください。怪しいと思ったときは、町にお問合せください。

【寄附金申込に関するお問合せ先、申込書の提出先】

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
総合政策部 政策推進課（役場2階）
直通電話 075 962 5411 ファックス 075 962 0385

【寄附金にかかる税控除に関するお問合せ】

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
総務部 税務課（役場1階）
直通電話 075 962 5414 ファックス 075 962 8770